

国保税の税率引き下げ

「所得割」9・85%、「資産割」35・20%に

「国民健康保険税条例の一部を改正する条例案」が可決されました。国保税の税率（額）改定は、昭和六十一年の赤字解消のための改定以来、六年ぶり。今回は、平成四年度分から「所得割」と「資産割」の税率が引き下げられます。

今年三月、国では国保の課税限度額を四十四万円から四十六万円に引き上げるなどを内容とした地方税法の改正を行いました。

国保税率(額)の改正内容

	算 出 法	新	旧
応能割	所得割 (国保加入者の所得) × 税率	9.85 100	11.54 100
	資産割 (国保加入者にかかる固定資産税額) × 税率	35.20 100	42.88 100
応益割	被保険者均等割 (世帯内の人保数) × 税額	14,200円	14,200円
	世帯別割 1世帯当たりの額	20,200円	17,200円

今回の条例改正は、地方税法の改正に合わせて課税限度額を引き上げるとともに、税金の負担割合を見直すために税率（額）の改定を行ったものです。特に税負担割合の高い中間所得層の負担軽減を図っています。このため、所得割の税率を一一・五四%から九・八五%に、資産割の税率を四二・八八%から三五・二〇%にそれぞれ引き下げ、平等割額を三千円引き上げ二万二千元にしました。

だったのが、三年度では応能割七八・一二%、応益割二一・八%と応能割に偏り過ぎており、今回は負担割合を五%程度移行することを目標にしています。

国民健康保険制度は、加入者の皆さんが安心してお医者さんにかかるようにお金を出し合ひ、医療費に充てる、助け合いの制度です。職場の医療保険（健康保険や共済組合）に加入している人などを除き、すべての人が加入しなければなりません。一世帯ごとの国保税の額は、次の四つの方法で算出した額の合計額です。

- ① 所得割（加入者の所得額に応じた分）
- ② 資産割（加入者の固定資産税額に応じた分）
- ③ 被保険者均等割（世帯内の加入者に応じた分）
- ④ 世帯別平等割（一世帯ごとに均等に割り振った分）

この合計額を、七月、九月、十一月、一月の四回に分けて納めていただきます。納付書は、七月初旬に発送します。

納付義務者は、法律によって世帯主と定められていますので、世帯主が国保以外の保険制度に加入している場合でも、その世帯に国保加入者がいれば、世帯主名義で納付書が届くこととなります。ただし、税額の算定は加入者の分だけで行っています。

国保税は、皆さんの医療費や健康づくりの費用に充てられる大切な財源です。医療費が増えると、皆さんの国保税でその費用を補わなければなりません。上手な受診を心掛け、国保の財源を守ることに協力ください。

また、市でも皆さんの国保税の負担が重くならないよう、今後も検討していきます。



バックネットが設置された「健康ひろば」

「市民健康ひろば」条例案を可決

「大館市民健康ひろばに関する条例案」が可決されました。市では、上代野字稲荷台にある代野苗畑地を、市民のスポーツやレクリエーション活動の場にするために整備を進めてきました。約十一畝の敷地に四面

球場を中心とした多目的グラウンドなどを造成したものです。今回、条例案が可決されたことで、近く一般に開放される予定です。

公平委員会委員

福岡 潔氏を選任

固定資産評価員

伊藤松治氏を選任

固定資産評価員である工藤友弘氏が平成四年六月三十日付けをもって辞職したので、その後任に、伊藤松治氏（裏町、五十六歳）が選任されました。

人権擁護委員候補者

本多與一郎氏を推薦
田村茂勝氏

人権擁護委員である、奈良彌一郎氏と本多與一郎氏（餌釣字屋敷、七十歳）の任期が、平成四年九月十四日をもって満了することから、その後任候補者に本多與一郎氏と田村茂勝氏（十二所字川端、六十三歳）が推薦されました。